

高齢者

あなたの周りにはありませんか？

障がい者

気づいて！虐待

テレビや新聞では、連日、虐待事件が報道されています。虐待事件は、どこか遠くの町で起きていること…そう思っていないですか？

でも、ちょっと待ってください！あなたの住む伊豆の国市でも、毎年、高齢者や障がい者に対する虐待が報告されています。

☎ 福祉こども相談センター
☎ 0558-76-8010

あなたの身近な人にこのようなサインはありませんか？

- ☐ 身体に傷が頻繁にある。
- ☐ 急におびえたり、怖がったりする。
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる。
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす。
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる。
- ☐ 身体からの異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚のただれ。
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着。
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、行った気配がない。
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているか本人が知らない。
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない。

「虐待かも」と思ったら、迷わずお電話ください。

相談者、相談内容の秘密は守ります。匿名での連絡も可能です。

問い合わせ・連絡先

【高齢者・障がい者】
虐待防止センター（福祉こども相談センター内）
☎ 0558-76-8010

【高齢者】
長岡地域包括支援センター ☎ 055-946-0692
韮山地域包括支援センター ☎ 055-949-9213
大仁地域包括支援センター ☎ 0558-76-7311



11月25日(金)～12月1日(木)は 犯罪被害者週間です

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものの被害だけではなく、精神的や経済的にもさまざまな被害を受けています。

犯罪被害者が元の生活を取り戻すためには、皆さんの理解と配慮が必要です。みんなで支え合う社会の実現を目指しましょう。

家屋を取り壊した ときは一報を！

☎ 税務課
☎ 055(948)2907

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として所有者へ課税しています。届出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税される原因になりますので、ご協力をお願いします。

●未登記家屋を取り壊したとき
「家屋滅失届」を提出してください。

●登記済家屋を取り壊したとき
法務局で「滅失登記」の申請をしてください。滅失登記を行わないときや、申請が12月末日までに間に合わないときは、「家屋滅失届」を提出してください。

※今年以前に取り壊した家屋に誤って課税されている場合は、取り壊した日を確認できる書類（解体証明など）を添付して提出してください。

※「家屋滅失届」は市HPまたは税務課窓口で入手できます。

在宅医療・介護の 相談窓口をご利用ください

☎ 福祉こども相談センター
☎ 0558(76)8010

まずはご相談ください

家で医療や介護を受けたい人のための相談窓口があります。あなたや家族の気持ちを伺い、身体や生活の状況に応じてお話しをさせていただきます。



「こんなお困りはありませんか？」

- 病院で「介護の申請が必要です」と言われた。
- 体調が悪くて通院できなくなった。訪問してくれる医師を知りたい。
- 家族の物忘れがひどくなってきた。
- 仕事や子育てと介護が両立できるか。
- 介護が初めてなので不安。
- 退院したら自宅で過ごしたい。

「家で過ごしたい」 思いをチームで支えます

相談内容によっては、あなたの身体や生活の状況に対応したチームを作り、あなたやご家族を支えます。

ご自宅以外にも、介護施設や高齢者住宅などの選択肢があります。

急な「困った」にならないように、まずは、あなたがどんな生活を望んでいるかを家族や友人と話してみませんか？分からないこと・不安なことを一人で考えずに、伝えてみましょう。

- 長岡地域包括支援センター
☎ 055(946)0692
- 韮山地域包括支援センター
☎ 055(949)9213
- 大仁地域包括支援センター
☎ 0558(76)7311
- 在宅医療・介護連携相談窓口
☎ 0558(76)1133

下水道使用料改定のお知らせ ～令和5年4月1日から下水道使用料を値上げします～

市では、下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行っていくため、令和5年4月1日の検針分から下水道使用料を引き上げます。使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 下水道課
☎ 055-948-2920

下水道使用料はこうに変わります

改定前後の下水道使用料（2カ月当たり、税込）

使用区分		現行		改定後	
		水量区分	金額	水量区分	金額
一般汚水	基本料金	20㎡まで	2,310円	20㎡まで	2,596円
	超過料金	1㎡につき	115.5円	1㎡につき	129.8円
営業用温泉汚水		1㎡につき	55円	1㎡につき	61.6円

下水道使用料改定に至るまで

下水道は市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、今後も未整備地域の解消や施設の更新、維持管理などを継続しなければなりません。しかし、現在の市の使用料水準では、必要な費用を使用料で賄いきれていません。この不足分は一般会計に依存しており、未整備地域の市民との公平性を欠くこととなっています。

・市下水道事業運営審議会における審議

市では、下水道利用者と未利用者の公平性を確保するため、市下水道事業運営審議会に下水道使用料の改定について意見を求めました。同審議会では、令和3年7月から適正な使用料について4回の審議が行われ、6月に「答申書」が提出されました。



・市議会での議決

答申を受けた市は、この内容を参考に作成した使用料改定案を市議会に提出。9月議会で、令和5年4月1日検針分から約12%増とする料金改定を実施する議案を提案し、市議会で承認を受けました。